

技能実習法施行後における外国人技能実習生受け入れ体制の課題

—農業分野の受け入れにおける農協と事業協同組合の比較分析から—

共生基盤学専攻 共生農業資源経済学講座 地域連携経済学 辻井想太郎

1. はじめに

日本の農業は、近年、雇用労働力を用いた経営が増加してきている。しかし、国内だけで労働力をまかなうことはできず、農業経営体は外国人技能実習制度を利用し、海外から外国人技能実習生（以下実習生）を受け入れ、労働力不足に対応するようになった。農業分野での実習生の受け入れのほとんどは、農協や事業協同組合等がその団体の責任と監理の下で農業経営体に実習を実施させる団体監理型となっている。外国人の受け入れを専門としない農協の監理は不十分になりやすいが、様々な取り組みによって実習生を受け入れてきた。実習生の受け入れ人数における農協の割合が減少している中、2017年の技能実習法の施行後、監理業務負担は激増し、監理団体をやめる農協はさらに増えている。

そこで、本研究では、技能実習法施行後に実習生の受け入れを継続する農協と受け入れを断念した農協、加えて、事業協同組合を調査し、それぞれの新制度への対応および受け入れ体制の実態を把握し、農協の持つ課題を明らかにすることを目的とする。

2. 論文構成

第1章では外国人技能実習制度の沿革と農業分野における実習生の受入状況の変化を整理し、農業の雇用労働力における実習生の位置づけを明らかにする。第2章および第3章では各事例の受け入れ体制および技能実習法への対応を整理する。第4章では各事例の受け入れ体制について、組合員、実習生それぞれの視点に注目した比較分析を行う。終章では考察と展望を述べる。

3. 結果と考察

受け入れを継続する農協では、専任の担当者を設け、送り出し機関の職員に実習生の相談の受付やトラブルの対応を頼っていること、受け入れを断念した事例農協では、農協が農家の手続き負担の一部を担いつつ、事業協同組合から受け入れていること、加えて、農協では地域としての受け入れを行えること等が分かった。事例事業協同組合では複数の外国人職員を雇用し、実習生のケアと監理を十分に行えていること、新たな国の実習生の受け入れ準備をしていること等が分かった。

農協は最低限の監理費のみ徴収しているため、実習生に対して最低限のケアしか行っていないことが一番の課題である。事例農協の監理体制は不十分ではないが、実習生の受け入れを専門とせず、監理費も安い農協が事業協同組合の監理体制・事業の継続性の水準に到達するのは困難であると考えられる。一方、地域としての受け入れを行い、実習生を地域の生活者として受け入れるという点では、農協は事業協同組合に優っている。展望としては、農協はこの点を活かし、受け入れを断念した農協のように、農協と事業協同組合が役割分担をして受け入れを行うこと、また、農協に巡回指導ができる外国人人材を雇用することを条件に補助金を出すこと等が考えられる。